

報告第 6 号

令和 5 年度決算に基づく湯梨浜町の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
第 3 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく湯梨浜町の健全化判
断比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

令和5年度決算に基づく湯梨浜町の健全化判断比率について

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.28)	— (19.28)	6.5 (25.0)	2.1 (350.0)

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」と表記する。

※括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。